

排出事業者の責任について その① ～廃棄物を出した本人が処理する～

「許可業者に廃棄物を渡したから、もう自分の責務は終わった！」と勘違いしている排出事業者様が、稀にいらっしゃいます。しかし、残念ながらそうではありません。

廃棄物処理法において、処理責任は排出事業者にあることが明記されています。

(廃掃法第3条第1項)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

排出事業者は、排出した産業廃棄物を自ら処理する責任を負い、自ら処理できない場合に、許可業者等に処理委託することができますが、原則は「自ら処理する」です。

今回は、排出事業者が自ら産業廃棄物を処理する場合に生じる義務について解説致します。

POINT①

処理業の許可は不要

一般的な認識として「産業廃棄物の処理をするには、収集運搬や処分の許可が必要だ」と考える方が多いと思いますが、排出事業者自らが処理する場合は、処理業の許可は不要であるとされています。

(廃掃法第14条第1項)

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)

～略～については、この限りではない。

ただし、あくまで許可が不要なだけであって、「処理基準」はしっかりと遵守する必要があります。

POINT②

処分するための施設と管理者が必要

産業廃棄物を処分するためには、「施設」が必要です。

例えば、産業廃棄物を自ら処分する場合、処分業許可は不要でも、取扱う廃棄物の種類や施設の能力によっては「産業廃棄物処理施設設置許可申請(廃掃法第15条第1項)」をあらかじめ管轄の都道府県知事に提出し、その維持管理にあたっては、「技術管理者(廃掃法第21条第1項)」を設置する必要があります。

これらを忘れて産業廃棄物の中間処理を行ってしまうと、罰則が科せられるので、十分な注意が必要です。

とはいえ、現実的に自分で廃棄物を処理できる排出事業者様はほとんどいないと思います。

実際は許可業者に処理委託をしているケースが多いと思いますが、「処理責任は排出事業者にある」ということだけはお忘れにならないよう、お願いいたします。

NEXT

今回は「産業廃棄物の処理基準・保管基準」について解説致します。

<参考> 事業者による製品等の廃棄物処理困難性自己評価のためのガイドライン

<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000191>

※本記事の内容は、弊社独自の見解を含んでいます。実務に際しては、管轄の自治体にご確認ください。

発行：株式会社浜田

CSR担当 今井

TEL: 072-686-3500